

令和7年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

名 監 査 第 12 号
令和 8 年 2 月 16 日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様
名 寄 市 議 会 議 長 山 田 典 幸 様

名 寄 市 監 査 委 員 岡 川 進
名 寄 市 監 査 委 員 佐 藤 靖

令和 7 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 7 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

目 次

【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲及び対象期間	1
3	監査の期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の実施方針及び着眼点	1
6	実施状況	2
7	監査の結果	2

【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	5
2	監査の選定理由	5
3	監査の対象範囲	5
4	監査の期間	5
5	監査の方法	5
6	監査の実施方針及び着眼点	5
7	実施状況	7
8	監査の結果	7

むすび	10
-----	----

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象範囲及び対象期間

監査の対象部課		対象範囲	監査の対象期間(注)
総務部	デジタル推進担当	所管する事務	令和 6 年度
	防災担当	所管する事務 防災用品、備蓄品等の 管理状況	
健康福祉部	社会福祉課	所管する事務	
	こども・高齢者支援室 高齢者支援課	所管する事務	
建設水道部	都市整備課	所管する事務	
	建築課	所管する事務	
大学事務局 (総務課・教務課・学生課)		所管する事務	

(注) 監査の必要があると認めたときは、現年度（令和 7 年度）の事務を対象とすることとした。

3 監査の期間

令和 7 年 10 月 31 日から令和 8 年 1 月 30 日まで

4 監査の方法

監査対象部局長に対して関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じた実査と関係職員に対する質問、また通査により監査を実施した。

5 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和 7 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務事業のリスクを考慮し、所掌事務及び財務事務について監査の対象として選定し、それらの事務事業が法令等に適合し適正かつ適切に執行されているか。また、市民サービスの向上に努めているかなど行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。（令和 7 年度財務監査（定期監査）実施計画（令和 7 年 10 月 17 日名寄市監査委員決定））

(2) 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を主眼に、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」及び「第 4 行政監査の着眼点」を準用し、監査を実施した。

6 実施状況

監査対象部課		監査実施通知日	実査日	面接実施日
総務部	デジタル推進担当	令和7年 10月17日	令和7年 12月15日	/
	防災担当			
健康福祉部	社会福祉課		/	
	こども・高齢者支援室 高齢者支援課			
建設水道部	都市整備課		/	
	建築課			
大学事務局 (総務課・教務課・学生課)			令和8年 1月22日	

7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められたが、改善や留意が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（2～3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

また、指摘事項等に該当するものではないが、一部の事務処理において、記載不備、添付書類の不足、記載事項等の訂正方法が不適切であるなど、軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。その他、監査において認識された課題等については、所感と要望として付記した。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア	改善（是正すべきもの）
	(ア) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
イ	検討
	(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
ア	軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
イ	指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）	

ア	第1号アの規定のうち、特に重大なもの
イ	第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
ウ	第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
エ	第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
オ	その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総務部 デジタル推進担当

- ア 監査の対象範囲
所管する事務
- イ 把握した事項
情報化推進事業にかかる委託料及び負担金の関係書類を確認した。
- ウ 監査の結果
指摘事項なし。

(2) 総務部 防災担当

- ア 監査の対象範囲
所管する事務
- イ 実査の状況
実査場所 B & G 防災倉庫 (防災備蓄品等保管場所)
- ウ 把握した事項
(ア) 災害対策事業用品購入にかかる関係書類を確認した。
(イ) 備蓄品台帳と現物の確認をした。
- エ 監査の結果
指摘事項なし。
- オ 所感と要望
倉庫内の備蓄品等の所在が把握しにくいいため、配置図等の掲示を検討されたい。
また、一部荷崩れの恐れがある状況が見受けられたことや、他の保管場所も含め備蓄品に偏りが生じないよう整備を求める。

(3) 健康福祉部 社会福祉課

- ア 監査の対象範囲
所管する事務
- イ 把握した事項
(ア) 地域生活支援事業にかかる委託料の関係書類を確認した。
(イ) 名寄市福祉及び社会教育関係団体活動推進補助金にかかる関係書類を確認した。
- ウ 監査の結果
指摘事項なし。

(4) 健康福祉部 こども・高齢者支援室 高齢者支援課

- ア 監査の対象範囲
所管する事務
- イ 把握した事項
(ア) 名寄市敬老事業補助金にかかる関係資料を確認した。

- (イ) 名寄市老人クラブの維持管理にかかる関係書類を確認した。
- (ウ) 名寄市老人クラブ連合会活動補助事業にかかる関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

【指摘】改善（ア）

名寄市敬老事業補助金交付手続きに関し、名簿提供が行われていたが、法令上の制限があるため、法令に則った運用方法への改善を求める。

(5) 建設水道部 都市整備課

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

道路台帳管理事業にかかる委託料の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(6) 建設水道部 建築課

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

- (ア) 市営住宅維持管理にかかる関係書類を確認した。
- (イ) 公営住宅の入居状況資料を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(7) 大学事務局（総務課・教務課・学生課）

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

- (ア) 旅費に関する事務として復命書及び関係書類を確認した。
- (イ) 契約等に基づく支出（修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費）の関係書類を確認した。
- (ウ) 未収金に関する書類を確認した。
- (エ) 現金等取扱事務にかかる関係書類を確認した。
- (オ) 教員の兼職・兼業に関する書類を確認した。

ウ 監査の結果

【指摘】検討（ウ）

旅行命令期間及び目的、復命内容に不適切なものが見受けられた。

【注意】（イ）

旅費支出の目的が確認できる文書及び復命書に不備がみられた。

以 上

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金等の交付事務及び補助事業者等の事業の履行に着目のうえ、監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和6年度とした。

3 監査の対象範囲

(1) 財政援助団体等監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
名寄日台親善協会	名寄日台親善協会補助金	総合政策部 交流推進課

(2) 公の施設の指定管理者

指定管理者	管理施設名	監査対象部課
株式会社 名寄振興公社	名寄ピヤシリスキー場	経済部 産業振興室産業振興課
	体育センターピヤシリ・フォレスト、 名寄市ピヤシリシャンツェ	総合政策部 スポーツ・合宿推進課

4 監査の期間

令和7年10月31日から令和8年1月30日まで

5 監査の方法

所管する部課及び財政援助団体並びに指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、関係職員等へ質問、通査により監査を実施した。

6 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和7年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対し交付した補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和7年度財政援助団体等監査実施計画（令和7年10月17日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

(2) 着眼点

ア 財政援助団体等監査

【所管部課関係】

(ア) 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

(イ) 補助金等交付要綱等は適正に整備されているのか。

- (ウ) 財政的援助が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (エ) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (オ) 補助金等に関する条件（貸付金については、利率、元利金の償還方法、額及びその時期等）の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。
- (カ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (キ) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (ク) 損失補償及び債務保証を行っている場合、その内容、理由等は妥当か。
- (ケ) 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- (コ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (サ) 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを必要のあるものはないか。
- (シ) 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- (ス) 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (セ) 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- (ケ) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (コ) 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
- (サ) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

イ 公の施設の指定管理者監査

【所管部課関係】

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。

- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- (ケ) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- (コ) 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- (サ) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- (シ) 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

【指定管理者関係】

- (ア) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 指定管理者が共同事業体である場合、共同事業体協定書に基づく協定書、仕様書に基づく役割業務、責任分担等が行われているか。
- (エ) 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- (オ) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (ク) 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- (ケ) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

7 実施状況

監査対象部課等	監査実施 通知日	実査日	面接実施日
総合政策部 交流推進課 (財政援助団体)	令和7年 10月17日	/	令和8年 1月22日
総合政策部 スポーツ・合宿推進課 (公の施設の指定管理者)			
経済部産業振興室産業振興課 (公の施設の指定管理者)			

8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。一部の事務処理において認められた軽微な錯誤等については、面接実施時において

口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務事業の執行において改善や留意が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（2～3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

（1）財政援助団体

ア 名寄日台親善協会

補助事業名 名寄日台親善協会補助金

イ 補助金交付額 3,129,969 円

ウ 把握した事項

（ア）団体の事業内容及び収支決算状況について確認した。

（イ）補助金等交付申請書は令和6年6月6日付けで提出され、同年6月7日に補助金等交付決定がなされ、同年6月14日に交付されていた。令和7年3月28日付で補助事業等変更承認申請書を提出され、同年3月31日に補助金等交付変更決定がなされ、同日に補助事業等実績報告書の提出がなされていた。

（関係法令・例規類等）

名寄市補助金等交付規則（平成18年3月27日規則第54号）

エ 監査の結果

【指摘】改善（カ）

一部の費用について、職員による立替払が複数件見受けられた。やむを得ない必要性から、運用上立替払が生じる場合があることは理解するが、緊急性のないものや、予算執行職員としての権限や責任を持たないとされる職員の立替払も確認された。改めて会計処理上の責任体制の確認と、資金前渡により立替払いを回避するよう改善を求める。

オ 所感と要望

協会の目的は、交流促進、民間レベルでの友好親善及び相互理解とされているが、主な事業は学生の派遣交流となっている。協会設立から10年が経過し、様々な事業展開を経て、現在の事業へと繋がってきたものと認識するが、改めて目的の内容と対象事業の適正性や有効性の確認、効果の検証に努められたい。

（2）公の施設の指定管理者

ア 指定管理者及び対象施設

株式会社 名寄振興公社

対象施設 （ア）名寄ピヤシリスキー場

（イ）体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェ

イ 把握した事項

（ア）名寄ピヤシリスキー場

a 指定管理者基本協定書及び年度協定書について確認した。

b 事業計画書及び事業報告書の内容について確認した。

c 法人の会計状況及び指定管理施設にかかる会計の内容について確認した。

d 基本協定書第8条に、利用料金は名寄ピヤシリスキー場条例第13条で定める額の範囲内とし、その決定及び変更については事前に委託者の承認を受けると規定されているが、起案決裁書類が見当たらなかったため承認手続きについて確認ができなかった

- e 本指定管理業務にかかる指定管理料の振込先が他の指定管理料等と区分された口座ではなかった。
- f 事業報告書の提出については、基本協定書第 14 条（名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 13 条を根拠規定）において、毎年度終了後 30 日以内と規定されている。名寄市ピヤシリスキー場条例施行規則第 8 条も根拠規定となるが、提出期限に相違がみられた。
- g 基本協定書第 14 条（事業報告書の作成及び提出）に則した事業報告書の確認ができなかった。
- h 基本協定書第 15 条（利用者アンケート調査）によるアンケート調査後の分析、評価及び委託者へ報告が行われていなかった。

（根拠法令）

名寄市ピヤシリスキー場条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 180 号）

名寄市ピヤシリスキー場条例施行規則（平成 18 年 3 月 27 日規則第 5 号）

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 74 号）

（イ） 体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェ

- a 指定管理者基本協定書及び年度協定書について確認した。
- b 事業計画書及び事業報告書の内容について確認した。
- c 法人の会計状況及び指定管理施設にかかる会計の内容について確認した。
- d 本指定管理業務にかかる指定管理料の振込先が他の指定管理料等と区分された口座ではなかった。
- e 基本協定書第 14 条（事業報告書の作成及び提出）に規定される管理業務の実施状況について、体育センターピヤシリ・フォレストの書類が存在しなかった。
- f 基本協定書第 15 条（利用者アンケート調査）によるアンケート調査後の分析、評価及び委託者へ報告が行われていなかった。

（根拠法令）

名寄市ピヤシリシャンツェ条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 181 号）

名寄市ピヤシリシャンツェ条例施行規則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 29 号）

体育センターピヤシリ・フォレスト条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 182 号）

体育センターピヤシリ・フォレスト条例施行規則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 30 号）

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 74 号）

ウ 監査の結果

（ア） 名寄ピヤシリスキー場

【検討】 ア

基本協定書の見直しを行い、協定に基づく義務の履行及び事業報告書の確認に留意されたい。また、指定管理者に対し、本指定管理業務と他の業務等との会計処理について区分されるよう指導され、より透明性の確保に努められたい。

【注意】 イ

基本協定書に基づく協議については、協議内容、決定事項の明確化が必要であるため、協議書等を整備するなど適切な対応を求める。

（イ） 体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェ

【検討】 ア

協定に基づく義務の履行及び事業報告書の確認に留意されたい。また、指定管理者に対し、本指定管理業務と他の業務等との会計処理について区分されるよう指

導され、より透明性の確保に努められたい。

以 上

(むすび)

令和7年度の定期監査にあたっての意見は上記のとおりであり、いずれの監査対象ともおおむね適正な事務処理と認められたが、一部改善を要する事項が確認された。

適正な事務の執行に向けては、担当する職員のみではなく、課及び係内の職員それぞれが地方自治法をはじめとした関係法令等との合規制を意識した事務処理が求められる。

また、不適切な処理を未然に防ぐためには、チェックリストを用いた具体的な確認項目の明確化や、声掛けによる確認、複数人によるチェック体制の習慣化が重要である。

適正な事務処理が市民からの信頼度を高める重要な要素として認識し、こうした業務の見直しを各職場において積極的に実践され、安定した事務処理が継続されることを望む。